



第5章 新しい介護予防・

日常生活支援総合事業



第5章 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

1 総合事業の趣旨

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとして、2015（平成27）年4月1日に施行された改正介護保険法の中に位置づけられたものです。

2 新しい総合事業実施に向けた本市の考え方

(1) 実施に向けた準備等

介護予防訪問介護等を地域支援事業に移行し、新しい総合事業として実施するためには、その準備のために、次の取組みを要することが想定されます。

ア 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

地域住民をはじめ、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進するため、次の取組みを推進します。

- 地域に不足するサービスの創出や、サービスの担い手の養成を行い、従来の介護事業者による既存のサービスに加え、ボランティアやNPO法人、民間企業など地域の方々による多様なサービス提供が可能な体制作りを推進します。
- 関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携体制づくりを推進します。
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を推進します。

イ 新しい総合事業の構築等

国から示されるガイドラインを踏まえ、本市における新しい総合事業の構築、サービスの基準・単価・利用者負担の設定等を行います。

(2) 実施時期等

このように新しい総合事業は、要支援者等利用者に安心してサービスを利用していただけるよう、事業の円滑な実施に向け他市町村の動向も注視しつつ、十分に時間をかけて準備に取り組む必要があることから、新しい総合事業の実施は経過措置期間を活用し、2017（平成29）年4月からスタートすることを予定します。

(3) 移行スケジュール

	第6期			第7期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	準備期間（経過措置期間）		新しい総合事業へ移行	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	・第6期中は介護予防訪問介護等を継続 ・平成29年度末で介護予防訪問介護等は終了			
地域ケア会議	本格実施			
移行に向けた準備作業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業スキームの構築、サービス類型に応じた基準・単価等の設定 ○地域住民をはじめ多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進 ○新しい総合事業の実施に関する市民・事業者等への十分な周知期間の確保等 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業移行後も、必要に応じた体制整備を図る 	

※ 既にサービスを受けている方については、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能

※ 新しくサービスを受ける方については、多様なサービスの利用を促進（必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可）